

今年度の集団的個別指導・適時調査は中止 —厚労省事務連絡—

厚生労働省は7月2日、地方厚生局宛に事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う指導・監査等の取扱いについて」を発出した。

新型コロナウイルス感染症が収束したとは言えない状況であり、そのため集団的個別指導と適時調査を中止するというもの。なお、個別指導や監査は実施される（病院は緊急を要する場合のみ病院外で実施）が、今春の選定委員会で対象となった医療機関全ての実施は時期的にも困難となっており、当初の計画から実施件数を減らして行われる。既に9月より個別指導が再開されており、昨年 of 個別指導で再指導となった医療機関や、高点数選定医療機関の中でも平均点の高い医療機関が対象になると考えられる。

中止となった集団的個別指導等や、今年度実施できなかった個別指導の今後の取扱いに関する詳細は分かっていない。

（令和2年7月2日付厚労省事務連絡より抜粋）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う指導・監査等の取扱いについて

- (1) 指定時、更新時及び保険医等集団指導
実施するが、資料を配付した場合も実施したものとみなす。
- (2) 集団的個別指導
中止する。
- (3) 個別指導
実施する。ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
- (4) 監査
実施する。ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
- (5) 適時調査
中止する。ただし、緊急を要する場合は、病院外で実施する。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況から今年度の計画未達成が見込まれるが、やむを得ない。実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。